

第2回Ka Lā I Ka Hikina Hula Fes in 宮崎 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本市では、2006年から毎年夏場の閑散期対策としてモク・オ・ケアヴェ・インターナショナル・フラ・フェスティバル世界大会の日本大会を開催し、全国から延べ5,000人以上が参加する宮崎では有数の集客イベントとなっていた。

この大会は2016年の第11回大会を最後に終了したが、これまで積み重ねてきたフラの文化や南国イメージは今後も宮崎に必要な観光資源であることから、2019年9月に「第1回^{カ ラー イ カ ヒ キ ナ フ ラ フェ ス イン}Ka Lā I Ka Hikina Hula Fes in 宮崎」を開催したところである。

令和2年度においても引き続き「Ka Lā I Ka Hikina Hula Fes in 宮崎」を開催し、「フラ」を素材とした宮崎のイメージアップと宮崎市の魅力（神話・自然・食）発信を行うことで交流人口の拡大を図る。

2. 概要

- (1) 業務名 第2回Ka Lā I Ka Hikina Hula Fes in 宮崎の企画・運営
- (2) 業務内容 別紙「第2回Ka Lā I Ka Hikina Hula Fes in 宮崎企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和3年3月末日まで
- (4) 提案限度額 15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※Ka Lā I Ka Hikina Hula Fes in 宮崎実行委員会（以下、「実行委員会」という。）において以下のとおり収入の一部を準備予定。
 - ・宮崎市及び公益社団法人宮崎市観光協会補助金：5,000千円
 - ・協賛金：1,700千円※但し、実行委員会収入とは別に以下も提案の中に盛り込み、運営費として活用することは妨げない。
 - ・第1回Ka Lā I Ka Hikina Hula Fes in 宮崎繰越金（9,496円）
 - ・独自に行う企業協賛金や入場券販売等による収入

3. 業務スケジュール

実施内容	期日等
(1) 公募開始	令和2年1月31日（金）
(2) 参加申込書受付締切	令和2年2月14日（金）午後5時必着
(3) 参加資格要件確認結果通知	令和2年2月21日（金）
(4) 質問の締切	令和2年2月25日（火）正午必着
(5) 質問に対する回答	令和2年2月27日（木）までに随時
(6) 企画提案書等の提出締切	令和2年3月4日（水）正午必着
(7) 選定委員会	令和2年3月16日（月）（予定）
(8) 審査結果通知	令和2年3月19日（木）（予定）
(9) 契約締結	令和2年3月31日（火）（予定）

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり

4. 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。

5. 参加申込の手続

- (1) 事務局（問い合わせ先）

実行委員会

〒880-0811 宮崎市錦町1番10号 宮崎グリーンسフィア壱番館3階
公益社団法人宮崎市観光協会内

電話 0985-20-8658 / FAX 0985-28-3614

Mail miyazaki-fula@miyazaki-city.tourism.or.jp

- (2) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	参加申込書（様式第1号）	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
②	法人概要（様式第2号）	
③	商業登記事項証明書又はその写し	法務局で発行する商業登記事項証明書（発行3ヶ月以内）
④	誓約書（様式第5号）	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づく誓約書を提出すること。

(3) 提出方法

持参または郵送により、(1)の事務局あて提出すること。

(4) 提出期限

令和2年2月14日(金)午後5時必着

(5) 提出部数

各書類1部

(6) 参加資格要件審査結果の通知

令和2年2月21日(金)までに通知する。

6. 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法 質問書(様式第6号)をメール又はFAXで、5-(1)の事務局あて送付すること。(必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。)

②受付期間 令和2年1月31日(金)から令和2年2月25日(火)正午まで

(2) 回答

①回答方法 公益社団法人宮崎市観光協会のホームページに掲載(電話等による個別回答は行わない。)

掲載URL: <http://www.miyazaki-city.tourism.or.jp>

②回答日 令和2年2月27日(木)までに随時

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	企画提案書(任意様式)	作成にあたっては、別紙「第2回Ka La I Ka Hikina Hula Fes in 宮崎企画提案書作成要領」を参照すること。
②	業務実績(様式第3号)	契約書の写しも添付すること
③	業務執行体制(様式第4号)	
④	見積書(任意様式)	

(2) 提出方法

持参により、5-(1)の事務局あて提出すること。

(3) 提出期限

令和2年3月4日(水)正午必着

(4) 提出部数

①正本を1部、副本を8部提出すること。

②副本8部については、会社名や会社が特定される部分を消して作成すること。

8. 評価・選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により、優秀提案者1者を選定する。
- (2) 第2回 Ka Lā I Ka Hikina Hula Fes in 宮崎公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提案内容の書面審査を行い、別紙「第2回 Ka Lā I Ka Hikina Hula Fes in 宮崎企画提案審査基準書」に基づき採点を行う。なお、選定委員会が必要と判断した場合は、企画提案の内容について書面により質疑を行うことがある。
- (3) 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）による審査の結果、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を優秀提案者とし、委託契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。
- (4) 評価点の合計点数が同点の場合は、選定委員会の各委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定するものとする。
- (5) 各選定委員の評価点の合計点数が480点未満（800点満点）である場合は、優秀提案者としては選定しないものとする。
- (6) その他
 - 次の①から④までのいずれかに該当する場合には、失格とする。
 - ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
 - ④審査の公平性を害する行為があったと実行委員会が認める場合など

9. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。なお、通知予定日は令和2年3月19日（木）とする。

また、選定結果通知日に次の項目を公益社団法人宮崎市観光協会のホームページにおいて公表する。

- ・優秀提案者の名称、点数

10. 契約に関する事項

- (1) 契約の締結

優秀提案者と実行委員会の間で、業務内容、経費等について調整を行い協議が整った場合、イベント実施に係る契約を締結する。
- (2) 前項の契約の相手方を「受託者」という。
- (3) その他

優秀提案者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出するものとする。なお、この場合、次の順位者を優秀提案者に繰り上げるものとする。

11. その他

(1) 提出書類の取扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、実行委員会から指示があった場合を除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける優秀提案者選定以外の目的では使用しない。
- ④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製することができるものとする。

(2) その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。
- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出するものとする。
- ③企画提案書及び見積書は、1社につき1提案に限る。
- ④提案事業者が1社のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定するものとする。

附 則

この要領は、令和2年1月31日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。